# Ⅱ．平成２５年の認証対象JISの改正動向
# 改正予定JISの事例紹介－主な改正点

（平成２４年１２月１４日時点）

注：改正内容は変更になることがあります。

経済産業省

# （1） 建築用ガスケット（A５７５６）

- 規格概要
  - ✓この規格は、建築物の構成材（パネル）の目地部及び開口部に用いられる建築用ガスケットについて規定したもの。
- 改正概要
  - ✓適用範囲について国際規格との整合化を図るため、JIS A 5756及びJIS A 5750（建築用発泡体ガスケット）を統一し、JIS A 5756とする。（JIS A 5750は廃止予定。）
  - ✓JIS A 5756から建築用構造ガスケットに関する規定を削除する。（建築用構造ガスケットについては新たなJISを制定予定。）
  - ✓要求性能及び試験方法について、国際規格との整合化を図る。

# （2） 建材畳床（A５９１４）

- 規格概要
  - ✓この規格は、タタミボード及び／又は押出法ポリスチレンフォーム保温材を材料として製造した建材畳床について規定したもの。
- 改正概要
  - ✓建材畳床の各区分に断熱性能（熱抵抗値）を追加する。また熱抵抗値の算出が出来るように附属書（規定）を追加する。
  - ✓たわみ試験の荷重の載荷時間3時間を30分に変更する（実証試験の結果、たわみ量に差が無いことを確認済み）。
  - ✓含水率測定において、現状の水分計に合わせて機器の規定を改正する。

# （3） 給水栓（Ｂ２０６１）

## 規格概要

- ✓この規格は、水道に直結する、又は水道に直結する受水槽の下流の配管に接続する単水栓、湯水混合水栓、止水栓、ボールタップ及び洗浄弁・洗浄水栓（それぞれ、電気開閉式のものを含む。）について規定したもの。

## 改正概要

- ✓負圧破壊性能の対象となる給水栓を明確にする。
- ✓単水栓及び湯水混合水栓について、吐水口空間の基準位置を見直す。（吐水口空間Ｈ寸法の基準位置を、吐水口中心線から外観最下端に改める。）
- ✓ボールタップ及び洗浄弁・洗浄水栓について、吐水口空間の基準位置を見直す。（吐水口空間Ｈ寸法の基準位置を、吐水口中心線から外観最下端に改める。）

# （4） 電車線路用架線金具（Ｅ２２０１）

- 規格概要
  - ✓ この規格は、架空電車線路及びき電線路（架空帰線路を含む。）に使用する金具について規定したもの。
- 改正概要
  - ✓ 区分、種類及び記号：現在は生産・取引がされていない種類を削除する。
  - ✓ 性能：最大荷重及び耐荷重を規定する。
  - ✓ 構造、形状及び寸法：製品の共通事項は規格本体に規定し、個別の参考事項などは金具の区別ごとに附属書（参考）を作成して示す方針とし、製品の理解を容易にするために、主な現用品の図を追加する。
  - ✓ 試験方法：これまで試験方法に規定のあった耐荷重の要求事項規定を性能に移すほか、JIS E2002（2010年版）電車線路用金具試験方法との関係を明確化する。

# （5） 低温配管用鋼管（Ｇ３４６０）

- 規格概要
  - ✓この規格は、氷点以下の低い温度で用いる配管用鋼管について規定したもの。
- 改正概要
  - ✓化学成分は、表にない合金元素を添加してよいことを明確にする。
  - ✓へん平試験、曲げ試験、水圧試験、超音波探傷試験、渦電流探傷試験において、より厳しい試験条件で試験を行ってもよいことを明確にする。
  - ✓管端形状の規定を追加する。
  - ✓同一溶鋼単位で供試材を採取する場合には、同時熱処理ではなく、同一熱処理条件を単位として採取してもよいこととする。

# （6） ピアノ線材（G３５０２）

- 規格概要
  - ✓ この規格は、ピアノ線、オイルテンパー線、PC鋼より線、ワイヤロープなどの製造に用いるピアノ線材についてについて規定したもの。
- 改正概要
  - ✓ 製造工程にインラインパテンチング処理を追加する。
  - ✓ 化学成分の表に規定されていない元素は、溶鋼を仕上げる目的以外に意図的に添加してはならない旨を追加規定する。
  - ✓ 外観規定において、「ただし、線材は、一般に検査によって全長に渡って欠点の検出及びその除去は困難であるため、コイル内に発券された使用上有害と判断される欠点については、必要な場合、その取り扱いについては受渡当事者間の協定による。」を追加する。
  - ✓ 改正により、ISO対応規格との整合が図られたことにより、附属書２の国際規格による品質規定を削除する。

# （7） ステンレス鋼線（Ｇ４３０９）

- 規格概要
  - ✓この規格は、ステンレス鋼線及び約10.5%以上のクロムを含む耐熱鋼線について規定したもの。
- 改正概要
  - ✓適用範囲の約１０．５%以上のクロムの「約」を削除する。
  - ✓種類の記号、調質、分類及び適用線径の箇条に適用線径の表を追加し、この規格における調質の定義を記載する。
  - ✓製造実績のないSUS４０５を次回改正で廃止することを予告する。
  - ✓線の製造に用いる材料は、化学成分がJIS　G４３０８及びG４３１１を満足する線材とする。

# （8） 架橋ポリエチレン管（K６７６９）

- 規格概要
  - ✓この規格は、主に温度95℃以下の水輸送用に使用する架橋ポリエチレン管について規定したもの。
- 改正概要
  - ✓引張試験方法について、試験手順の記述をJIS K7161の記述と整合させる。
  - ✓熱間内圧クリープ試験方法について、試験片の状態調節及び試験手順の記述を明確にし、安全かつ容易に実施できるようにする。

# （9） 耐火金庫（Ｓ１０３７）

- 規格概要
  - ✓この規格は、火災を想定した高温雰囲気中において庫内を所定温度及び湿度に維持する耐火金庫について規定したもの。
- 改正概要
  - ✓急加熱・衝撃落下併用試験において、炉内冷却時間を規定する。
  - ✓形式検査及び受渡検査の各検査項目を規定する。
  - ✓取扱説明書の規定を新たに追加する。

# (10) ステンレス鋼被覆アーク溶接棒（Ｚ３２２１）

- 規格概要
  - ✓ この規格は、ティグ溶接、ミグ溶接、帯状電極肉盛溶接などに用いるステンレス鋼溶加棒、ソリッドワイヤ及び鋼帯について規定したもの。
- 改正概要
  - ✓－196℃の衝撃試験において所定の横膨出を有する溶接材料が、新規制定JISの「極低温用オーステナイト系ステンレス鋼被覆アーク溶接棒」に規定されている旨、適用範囲に記載する。

# （参考）レディーミクストコンクリート関連JISの改正について

# 再生骨材を用いたコンクリート（JIS A 5022、JIS A 5023 ）の改正 （2012年7月20日 公示）

- JIS A 5022　再生骨材Mを用いたコンクリート
- JIS A 5023　再生骨材Lを用いたコンクリート

＜改正概要＞

✓再生骨材の普及を目的として、一定の条件を満足する限りにおいて凍結融解作用の影響を受ける部材にも適用できることとした。また、これに関連して凍結融解抵抗性に関する品質及び試験方法に関する規定を新設した。

✓プラスチック不純物の上限値を見直すとともに、金属不純物に関する規定を両性金属の試験方法とともに新設した。

✓微粒分量の最大値を、JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂）等の規定を勘案して変更した。

✓アルカリシリカ反応性試験をJIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）に整合させた。

✓ＪＩＳマーク表示認証に対応するため経過的措置期間を設けた（改正日より６か月間）。

# JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）改正調査研究

＜経済産業省からの委託事業＞

レディーミクストコンクリートの環境配慮及びトレーサビリティの向上に関するJIS 開発調査研究事業（平成22～24年度）

＜JIS A 5308 追補改正の実施：2011年12月20日付け＞

緊急的に改正が必要な項目（運搬時間の定義の明確化、環境ラベルの導入、低濃度スラッジ水法の採用、等）について追補改正を実施

＜本年度のJIS A 5308改正原案の検討＞

- ✓ 回収骨材の活用
- ✓ スラッジ水の高度利用
- ✓ 電子媒体を活用した生コン製造のトレーサビリティに関する検討
- ✓ 乾燥収縮迅速法の開発
- ✓ 国際整合化の検討

→　回収骨材の取扱いに関する規定の追加等、JIS A 5308改正原案を本年度中にとりまとめるとともに、JIS Q 1011の改正提言を予定

# スラグ骨材に関するJIS策定指針

- 「建設分野の規格への環境側面の導入に関する指針」（平成１５年３月２８日　日本工業標準調査会　土木技術専門委員会・建築技術専門委員会議決）をより具体的に規定するため、同指針の附属書として次の２つを策定（平成２３年7月12日付け）。

  ①コンクリート用スラグ骨材に環境安全品質及びその検査方法を導入するための指針

  ②道路用スラグに環境安全品質及びその検査方法を導入するための指針

- 環境安全性に配慮するための品質規定及び検査方法を導入するための基本的な考え方と、具体的な定めるべき事項を規定。

- この指針により、環境安全性に配慮されたJIS策定が促進され、循環資材の利用拡大が期待。

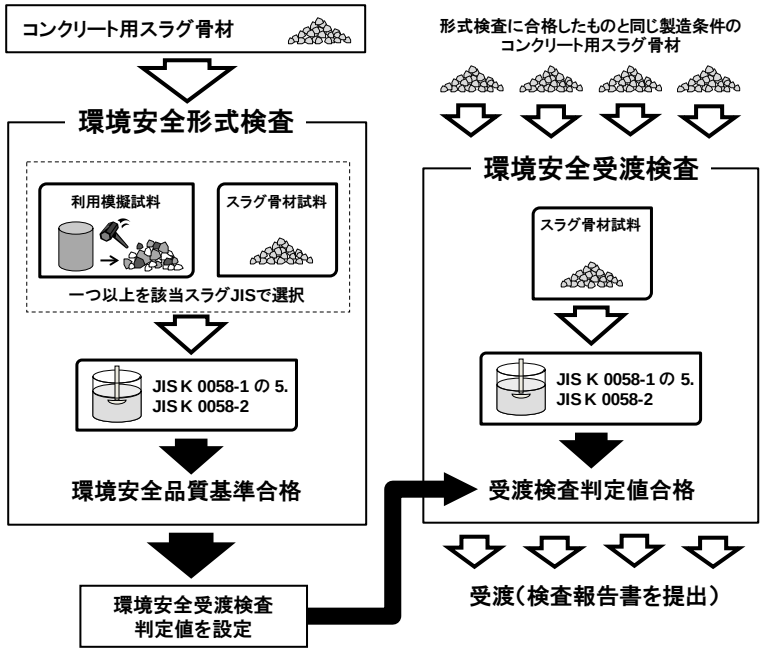

# スラグ骨材に関するJISへの環境安全品質及びその検査方法の導入

■ スラグ骨材に関するJIS策定指針を基に、以下のJISの改正を検討中。

| JIS規格番号 | 規格名称 | 状況 |
|---|---|---|
| JIS A 5011-1 | コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材 | 2012.12.11<br>JISC土木技術専門委審議 |
| JIS A 5011-2 | コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材 | 改正原案作成中 |
| JIS A 5011-3 | コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材 | 改正原案作成中 |
| JIS A 5011-4 | コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材 | 2012.12.11<br>JISC土木技術専門委審議 |
| JIS A 5015 | 道路用溶融スラグ | 2012.12.11<br>JISC土木技術専門委審議 |
| JIS A 5031 | 一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材 | 改正原案作成準備中 |
| JIS A 5032 | 一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ | 改正原案作成準備中 |

※JIS A 6202 コンクリート用高炉スラグ微粉末（2012.12.11 JISC土木技術専門委審議）についても、今後、環境安全品質及びその検査方法の導入を検討予定。